

## 東京高裁進行協議報告集会 プログラム

衆議院第一議員会館 多目的ホール

2020年10月8日（木）13:00～16:00

- |   |         |        |            |
|---|---------|--------|------------|
| 1 | あいさつ    | 代理人弁護士 | 寺井 一 弘     |
| 2 | 進行協議の報告 | 代理人弁護士 | 福田 護       |
|   |         | 代理人弁護士 | 古川(こがわ) 健三 |
|   |         | 代理人弁護士 | 棚橋 桂 介     |
|   |         | 代理人弁護士 | 杉浦 ひとみ     |

※これからの裁判

国賠訴訟控訴審裁判 第1回期日 月 日( ) 【101号法廷】です。

<経過>

10:30 101号法廷 開廷

13:00～14:30 報告集会 衆議院第一議員会館

14:45～16:00 原告集会

## 1 コロナ禍の下での国際的対立関係の深刻化

新型コロナウイルス禍が世界を覆っています。その中で、国際情勢にはいま、大きな地殻変動と亀裂が起こりつつあるのではないかと、そしてそれがどこかで暴発しかねないのではないかと、たいへん不気味なものを感じます。

この間、アメリカと中国は、コロナ禍の下で、WHO問題、香港問題、台湾問題などで対立を先鋭化させ、双方が総領事館を閉鎖し合い、アメリカは対中国政策の基本をなしてきた「関与政策」との決別を宣言するに至っています。南シナ海では、双方が示威的な軍事訓練を異例な規模で展開し、軍事的対立も先鋭化しつつあります。そして日本は、米中対立の最前線に位置して、アメリカの中国包囲網に明確に組み込まれつつあり、いまや、中国・北朝鮮を念頭に、アメリカの統合防空ミサイル防衛（IAMD）構想の下での敵基地攻撃能力の具備までも検討されるに至っています。

新型コロナウイルスは、世界各国に深刻なダメージを与え、今なお猛威を振るいつつありますが、昨年来切迫した戦争の危機に直面してきたアメリカとイランの両国を襲ったコロナ禍は格別に深刻で、アメリカは感染者数・死者数とも世界に突出し、イランではアメリカの経済制裁の下で医薬品が底をついて救える命も救えない状況が報道されています。

そのイランは、アメリカに対抗して、中国との経済・安全保障の協力協定を準備しており（6月）、他方アメリカは、イスラエルとアラブ首長国連邦やバーレーンとの国交正常化を推進して（9月）、アラブ諸国の分断を図りつつ、対イラン包囲網を形成しようとしています。関係諸国を巻き込んだ対立関係は、さらに抜き差しならないものになりつつあります。

## 2 イラン情勢の危機と新安保法制法の危険

控訴人準備書面（2）で、イラン情勢の危機的状況と、そこでの新安保法制法適用の危険性について述べました。

そこで述べたように、昨年から今年にかけて、アメリカとイランは少なくとも2回、全面的な戦争に突入する危機に直面しました。1つは、昨年6月、オマーン湾でタンカーが何者かに攻撃を受け、これをめぐると両国の対立が、無人機の撃墜等によって顕在化した危機、そして2回目は今年1月3日、アメリカがバグダッドでイスラム革命防衛隊ソレイマニ司令官らを攻撃・殺害し、イランが米軍施設に報復攻撃を行った危機でした。そしてその後も、中東の親イランのシーア派武装組織による米軍

施設等への攻撃とこれに対する反撃の応酬、最近でもイランの核関連など重要施設の爆発事件等の相次ぐ発生など、不穏な状況が続いています。

思い出しておきたいのは、集団的自衛権行使を認める新安保法制法制定の推進力になったのが、イランによってホルムズ海峡が機雷封鎖されたときに、自衛隊がこれを除去するために出動する、ということだったことです。それは、経済的危機であっても、また地球の裏側の出来事であっても、「我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆す明白な危険」に該当し、自衛隊が「防衛出動」して戦争に参加すべきであると認めるものでした。

いま現在、イランに対抗するため米軍を中心とする有志連合が結成されて、ペルシャ湾、オマーン湾、そしてその間のホルムズ海峡周辺に展開しています。そして、自衛隊の護衛艦1隻と哨戒機2機がオマーン湾、アラビア海付近に「調査・研究」名目で派遣されて警戒監視と情報収集に当たっています。この自衛隊と有志連合とは、情報共有はもちろん、自衛隊の活動が有志連合の活動を補完する、一体的な関係になっていることが指摘されています。

このような状況の下で、政府も「不測の事態」が生じること、その場合の海上警備行動の発令も想定しており、さらに、有志連合に対する侵害行為があった場合、新安保法制法に基づく米軍等の武器等防護が発動される可能性も否定できません。

そして、現在の不穏なイランをめぐると対立関係の下では、いつ、どのようなきっかけで戦端が開かれ、あるいはイランがホルムズ海峡に機雷を敷設するような事態に進展しないとも限りません。そのとき日本がアメリカの自衛隊出動要請を断るという選択肢は、極めて考えにくいと思われます。集団的自衛権の行使を容認し、後方支援を戦闘地域にまで拡大した新安保法制法の下で、日本はこれらの要請を拒否する法的根拠を失ってしまいました。戦争への間口が、大きく広げられてしまっているのです。

## 3 専門的知見を有する証人の必要性

以上概括的に述べた、イラン情勢を含む国際的緊張対立関係、自衛隊の装備や活動の実態、そして新安保法制法との関係などについて、原告らや原告代理人らは、大きな不安と恐怖、そして危機感を抱かざるを得ないでいます。そして、その客観的、具体的裏付けは、複雑多岐に亘る事実関係及び法律関係についての専門的知見によらなければ得ることができません。米中関係やイラン情勢をどう見るべきか、自衛隊と米軍との関係はどうか、新安保法制法はどう適用される可能性があるのかな

ど、その専門的知見によってはじめて、原告らの恐怖や不安の内実と真実性が、そしてその法的保護利益性が、客観的、具体的に明らかになるのです。本件において、証人尋問の必要不可欠なゆえんが、ここにあります。

裁判所には、この客観的、具体的事実と正面から向き合っていただくことが、どうしても必要です。

原判決は、口頭弁論終結時に、我が国が他国から武力行使の対象とされていなければ、戦争やテロのおそれが切迫し、原告らの生命・身体への具体的危険が発生したものと認められないと判示して、人格権の侵害を否定しましたが、これは「戦争にならなければ生命・身体の危険はない」という、実に非常識な判断です。しかし驚くべきことに、同様の紋切り型の排斥の論理が、最近の前橋地方裁判所の判断を含めて、本件に関連する司法判断で繰り返されています。それは、上述のような国際的・軍事的事実関係を具体的に検証する手続と事実認定及び判断を回避するために採られた、極めて安直かつ不誠実な判断だとの非難を免れません。これでは司法の権威が失墜します。

原判決が、半田滋氏の陳述書について判示した、「米国による戦争と、我が国による集団的自衛権の行使等を二重に予測した上で」戦争とテロの予測を述べるもので、我が国が現実の武力行使等の対象となっていることを述べるものではない、との評価のしかたも同様です。しかもこの判断は、新安保法制法が米国の戦争と日本の集団的自衛権行使とを密接不可分のものにしたことに、ことさらに目をつぶるものです。そして最近の前橋地裁判決も、安直に同様の誤りを踏襲しています。

当裁判所におかれてはぜひとも、半田証人を含め、専門的知見・経験を有する証人の証言に虚心坦懐に耳を傾け、客観的、具体的な国際的軍事情勢や新安保法制法の適用関係を検証し、この国とそこに住む原告ら国民・市民が置かれている状況についての危機的な状況への洞察を深めていただくよう、強く求めるものです。

### **控訴人ら訴訟代理人 弁護士 古川 (こがわ) 健三**

2020年9月11日付準備書面(1)と、同日付証人尋問の必要性についての意見書その2について、簡単にご説明します。

記

#### **1 原判決の判断の非常識さ**

原判決は、「口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものと認め難い」と判示しま

した。

つまり、戦争にならなければ戦争の恐れがない、戦争が起きなければ生命・身体の危険も発生しないというのです。これはあまりに非常識な、倒錯した論理とさえ言えます。

仮に、原判決が言うような、「我が国が武力行使の対象とされた」状態を想定してみましょう。それは事態対処法2条1号に言う「武力攻撃事態」すなわち、「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」に他なりません。そして未だ武力攻撃が行われていない段階であっても、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至れば、「武力攻撃予測事態」となります(事態対処法2条2号)。これら武力攻撃事態と武力攻撃予測事態とは、合わせて「武力攻撃事態等」(事態対処法1条)と定義され、存立危機事態と共にいわゆる「有事」として扱われることになります。

武力攻撃事態等又は存立危機事態に至った場合、政府は事態対処法9条により対処基本方針を定めて国会の承認を得ることとなりますが、対処基本方針の中には、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する武力の行使、部隊の展開などの行動、あるいは、警報の発令や避難の指示、生活関連物資の配分といった国民保護措置が含まれています。これは平たく言えば、戦時体制そのものです。

原判決によれば、控訴人らの権利侵害を認めるためには日本が「他国から武力行使の対象とされている」ことが必要ですが、この文言に従えば、武力攻撃事態はそれに該当しますが、武力攻撃予測事態では、未だ日本は武力行使の対象とはされていません。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」を契機とする「存立危機事態」(事態対処法2条4号)もまた、日本に対する武力の攻撃ではありませんから、原判決の言う場合には該当しません。

戦時体制になり、自衛隊部隊の展開や行動が現実になり、一般市民に避難指示が出されたり物資の配給制が敷かれたりする場合でさえも、現実に弾が飛んでこなければ生命・身体の危険はない、安閑と過ごせる、と原判決は言っているのです。こんな非常識な判断が、判で押したかのように、いくつかの裁判所で出始めています。これは全く由々しき事態です。裁判所には、事態対処法など新安保法制法を構成する法律の文言を、しっかりと読んでいただきたいと願います。

#### **2 日本の領土・領域への武力攻撃がなければ控訴人らの生命・身体の危険は生じない、との判断は、新安保法制法の構造に反していること**

原判決は、半田意見書で南スーダン派遣自衛隊が見舞

われた危険に触れていることに関し、「南スーダンにおける紛争は同国の国内問題とみるほかなく、その帰趨により、我が国に対する武力行使を通じて、個別の原告らの生命・身体の安全に具体的な危険が生じるものとは直ちに認め難い」としました。これは地球の裏側で自衛隊が戦闘に関与することになった場合、日本の領土・領域にまで攻撃は及ばない、という前提でのみ成り立つ議論です。

しかし、新安保法制法に先立つ、7・1閣議決定は「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」ことを根拠としていました。新安保法制法制定当時の議論も、ホルムズ海峡封鎖により日本が経済的な影響を受けることも存立危機事態になりうると何度も強調されました。また、米軍に対する攻撃は世界のどの地域で起きたものであっても存立危機事態となり得ることが明言されています。

新安保法制法の下、世界のどの地域の紛争であっても存立危機事態となり得ることを前提に、自衛隊が集団的自衛権を行使して、紛争に関与していくのです。

このような新安保法制法の構造のもと、もはや、武力攻撃が日本の領土・領域に対するものであるか否かには大きな意味を見出すことはできません。日本の領土・領域外での武力行使であっても自衛隊が関与する可能性がある以上、報復もまた覚悟しなければなりません。そして自衛隊が国家を体現して行動する以上、報復の対象となるのは自衛隊員個人あるいは現地部隊ではなく、あくまでも国家としての日本なのです。

### 3 原審の半田意見書に対する評価が不当であること

原判決は、日本の領土・領域に対する武力攻撃のみが生命・身体に対する具体的な危険となり得るという極論を前提として、半田氏の意見書について、牽強付会と言わざるを得ない解釈をしました。「米国による戦争と我が国による集団的自衛権の行使等を二重に予測した上で、これに起因して我が国が武力行使又はテロ攻撃の対象となる旨」を予測したもので、「現実に武力行使又はテロ攻撃の対象とされている旨」を述べるものではない、と言うものです。

そもそも「現実の武力行使」がなければ権利侵害がありえないと言う前提が誤りです。米軍による戦争は起きるかどうかもわからない、などと半田氏は書いていません。米軍は常に世界の各地で紛争に関与してきました。アフガン戦争への戦費抛出、イラク戦争への自衛隊派遣と、日本は過去にも米軍の軍事行動への関与を余儀なくされました。それでも憲法第9条についての従来の政府解釈が歯止めをかけていました。今や新安保法制法の下、

堂々と米艦防護や後方支援活動等ができることとされてしまった、その危うさを半田氏は指摘したのです。原審は、半田氏の証人尋問を却下しながらこのように半田氏の意見書を曲解し不当に評価しました。控訴審では半田氏の生の証言に耳を傾け、ぜひ裁判所の疑問を直接ぶつけていただきたいと強く希望します。

### 4 人格権、平穏生活権の侵害の否定について

原審は、平穏生活権ないしは個人の内心的な感情について、法的利益として認めるべき場合があることについては一応の理解を示したかのようにみえます。しかし、侵害の判断に、生命・身体への危険と同一の基準を用い、「我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められない」から侵害は認められない、としました。現実の武力行使がなければ生命・身体の危険がない、との判断も不当ですが、それを平穏生活権や内心の静謐にまで用いるのは、いかにも非論理的です。身体・生命の侵害やその危険に至らない段階であっても、生活の平穏や内心の静謐が損なわれる場合があるからです。

著名な民法学者である淡路剛久氏によれば、「身体権に接続する平穏生活権」の侵害の中核は、「身体権侵害のおそれ・不安・危惧それ自体」であり、侵害の危険が一般通常人を基準として深刻であるか否かが問題となる、とされています。吉村良一氏は、必ずしも生命・身体に結びつかない不快感等を中核とする平穏生活権の侵害について、侵害行為の態様を含む利益衡量が不可欠であるとしています。本件では、侵害行為自体が、憲法違反の立法でありかつ戦争という究極の害悪をもたらすものですから、侵害行為を正当化できる理由は何ひとつ見当たらないはずです。

### 5 本件における立証の対象と証人尋問の必要性

本件での立証の対象は、原審が否定した、控訴人らの権利ないし利益侵害が生じていることに他なりません。原審は少なくとも、控訴人らが恐怖と不安を覚えていることは認めています。そうだとすれば、その恐怖と不安の根拠となった客観的な事実、すなわち新安保法制法の正しい内容とその運用実態、現実の国際情勢における自衛隊と米軍との関係性、軍事の実態などを把握することなくして、控訴人らの不安と恐怖の深刻さを知ることはできません。

また、侵害行為の違法性判断は、権利侵害の有無と程度を判断するためにも不可避なはずです。控訴人らが改めて申請している証人は、いずれも控訴人らの個別具体的な権利ないし利益侵害の有無と程度の判断に密接に関わる事項に関する必須の証人です。

控訴審では是非とも証人尋問を採用していただくべきであることを、改めて強調します。

## 控訴人ら訴訟代理人 弁護士 棚橋 桂介

私たちは、当審において、4名の証人の証拠調べを申請しています。その4名は、ジャーナリストの半田滋さん、日本国際ボランティアセンター代表理事の今井高樹さん、ジャーナリスト・NGO役員の西谷文和さん、元内閣法制局長官の宮崎礼壹さんです。

私たちが証人尋問で立証しようとしているのは、①新安保法制法の明白な違憲性（憲法の一義的な文言に違反する内容であり、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害する内容であることが明白であること）と、②新安保法制法の制定等憲法に違反する侵害行為により控訴人（原告）にどのような被害が生じているかの2点です。2点目については、新安保法制法の制定・施行が現実の国際関係の中でいかなる影響や意味を持ち、その適用が何をもたらすか、また新安保法制法に基づく自衛隊及び米軍の態勢・行動その他に関する軍事情勢がどう変化するか等に関する客観的事実の立証が必要不可欠です。この2点目の観点からは、半田さん、今井さん、西谷さんの証人尋問は欠かせません。世界情勢や軍事の専門家が語る事実に虚心坦懐に耳を傾けることをせず、控訴人（原告）の被害について、「国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害ではない」などと紋切り型の対応をするとすれば、控訴人（原告）の訴えに対して誠実に向き合っていないということになります。

1点目の新安保法制法の明白な違憲性の問題は、一審判決の争点整理においても独立した争点として掲げられていますし、違憲性の程度や、どのようにして違憲の立法がなされたのかは、加害に関する事実ですから、原告らの被害ともつながります。従って、この点について裁判所が判断を下さずに結論を出すということはあってはなりません。

さらに、最高裁が、合憲または違憲の判断を明示的に示す必要性が、当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮した上で認められる場合には、裁判所はその判断を示すべきだとの立場をとっていることにも注意が必要です。すなわち、最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁は、6箇月の再婚禁止期間を定める民法旧733条1項の規定（以下「本件規定」といいます。）があるために後夫との婚姻（再婚）が遅れたことによって精神的損害を被ったと主張する原告・控訴人・上告人が提起した国家賠償請求訴訟の上告審判決ですが、まず本件規定の憲法適合性の判断を行った上で、国家賠償法上の違法性の判断へと進み、結論としては上告人の請求を退けています。合憲または違憲の判断を明示的に示す必要性が、当該憲法問題の重要性・社会的影響等を考慮

した上で認められる場合には、裁判所はその判断を示すべきだとの立場がとられているのです。このような最高裁の考え方を前提とすると、違憲状態の程度は、判決の方向性に拘わらず裁判所が憲法判断に踏み込むべきかを判断する上での重要な考慮要素ですから、裁判所は、その点をなおざりにしてはなりません。

新安保法制法の違憲性については、元内閣法制局長官の宮崎さんが、政府が国会審議において合憲性の根拠として主張していた、①「従来政府はフルスペックの集団的自衛権が違憲であると考えてはきたが、制限的な集団的自衛権行使であれば合憲の余地があるかどうかという観点からは検討したことはない」という言説や、「従来の政府の9条解釈の要点は、要するに最小限度の武力行使は許される、それを超えれば許されないというものであって、集団的自衛権行使が最小限度を超えるというのは従前の世界情勢下での当てはめの結果に過ぎず、量的評価の問題であったから、情勢が変化すれば最小限度の集団的自衛権行使の許容もありうる趣旨のものであった」といった言説が全く事実に反するという重要な点（これは、新安保法制法の違憲性を基礎づける極めて重要な事実です。）を明らかにする予定です。宮崎さんは、「存立危機事態」という概念がいかに不明確で危険なものかについても、内閣法制局における集団的自衛権の専門的な検討過程で培った知見に基づき、具体的に指摘することができます。

宮崎さんは、専門的な法理論を踏まえながら、法理論ないし法解釈論にとどまらず、集団的自衛権の行使の禁止という政府の公権解釈がなによりゆえ、いかにして形成されたか、それがどのようにして国家実践、憲法実践として行われてきたかという事実関係と、それによって日本が戦争の危険を回避してきた歴史的事実、逆に言えば集団的自衛権の行使を容認したことによって日本が直面している危険を明確にすることができる、本件において必要欠くべからざる証人です。裁判所は、宮崎さんは他の裁判所で証人として採用されており、その証人尋問調書を読めば足りるとお考えかも知れませんが、秋山幹男・伊藤眞ほか『コンメンタール民事訴訟法V』（日本評論社、2012年）157ページによれば、裁判官が心証を得るのは、証言の言葉に表されたもののみではなく、その証言の際の証人の態度等が重要な意味をもっており、それが判決の結果に影響を生じることもある、直接主義は証人尋問の場面で最も真価を発揮するものであり、そのような観点から民事訴訟法249条3項の証人尋問の再施の規定が置かれた旨の記載があります。もちろん、同項は同一審級に係属中の裁判官の交代の場合の規定なので、本件に直接適用されるものではありませんが、そう



であっても、その趣旨は十分に尊重されなければなりません。宮崎さんの証人尋問を行わなければ、本件の審理が尽くされたことには決してならないのです。

新安保法制は、ほとんどの憲法学者のみならず、最高裁長官経験者、内閣法制局長官経験者らまでもが違憲と指摘する中、強行採決により「成立」したとされ、このような事態は我が国の憲政史上未曾有の出来事です。裁判所は、本件の特殊性に正面から向き合い、被害の実態の面でも、違憲性の面でも、専門家の発言をしっかり受け止めた上で判断する必要があります。御庁におかれましては、本件が、国民の関与が一切ないまま国の形が過去との連続性・整合性を保つことなく変えられてしまうという重大な問題であること、深刻な違憲状態が存在するにも拘わらず裁判所がそれを座視することは、違憲状態を社会に定着・固定化させ、憲法規範の破壊に司法が積極的に手を貸すことにほかならず、司法の役割・裁判所の職務を放棄するものであることに思いをいたし、あるべき判断を下していただきたく、強く訴える次第です。

### 控訴人ら訴訟代理人 弁護士 杉浦 ひとみ

1 裁判長はじめこの法廷にいる私たち全員は、子どもの頃から憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」というこの清々しい言葉を体に染み込ませて育ってきました。私たちは気づかない間に、平和な国の穏やかな空気と幸せな時の中で、親きょうだいや自分の子どもたちが戦いで命を失うという地獄を知ることなく暮らしてきました。その環境が無くなるということを想像したこともありませんでした。

安保法制は、武器を持った自衛隊を日本を離れた異国へ送り、殺し殺されることを許す法制度です。日本が戦争に巻き込まれたり、日本が人を殺す国になったと世界から恨みを買う国になるのです。それが現実になる前に止めることができるのは、司法しかありません。既に矢は放たれています。もういつでも起こりえます。時間的な余裕はありません。だから私たちは、裁判官に想像力を持っていただきたく必死で訴えているのです。戦闘の中で暮らす人々と、その中へ踏み込むことになる自衛隊、これまでの信頼を失う日本の姿を法廷に伝えるために現地を知る証人の話を法廷で聞いてください。

2 今井高樹さんは、非政府組織（以下 NGO）である日本国際ボランティアセンター（以下 JVC）で10年にわたり紛争地であるアフリカのスーダン、南スーダンで活動してきました。その経験から、安保法制による

PKO 派遣自衛隊の「駆け付け警護」の実施、あるいは他国軍（米軍）防護による活動において、敵味方を判別できるのか、一つ間違えば、敵を誤り戦争に巻き込まれ、邦人を危険に晒すと警告します。



敵味方を見分けられますか（南スーダン）

自衛隊が海外での軍事行動をしてこなかったことは、日本の NGO による人道支援活動が現地の行政や住民から不安なく受け入れられる重要な要素であり、邦人の安全にもつながってきたのです。



今井さんと屈託なく笑う子どもたち



子どもたちがニワトリのように殺されていく

従来、中東・アフリカなどの地域で敵対意識や反感の対象となってきたのは、歴史的に軍事的・政治的な介

入を繰り返してきた「欧米人」でしたが、日本の対外政策の変化によっては日本人も標的になり得るのです。2015年1月、「イスラム国」による後藤健二さん、湯川遥菜さんの人質殺害事件は、日本が「イスラム国」を空爆する有志連合に参加したことや「イスラム国」対策の資金拠出を表明したことなどにより、日本は「十字軍に志願した」などと批判されていたのです。

安保法制による海外への自衛隊派遣と軍事力の行使が、今井さんら人道支援をする日本人を危険にさらし、NGO活動ができなくなれば日本人の草の根の平和外交も途絶えます。

3 西谷文和さんは、フリージャーナリストであり、イラクやシリア、南スーダン等に赴いて、現地の子どもの食料・医薬品などの支援活動をしており、紛争地の子どもたちや社会の弱者に触れる中で、テロの現場も目にしてきました。



どこの子どもたちも笑顔で暮らしてほしい

近時のテロは、中東で空爆をしている国々に対しておこっています。

これまで現地の人々が日本の戦後復興への努力と、自衛隊が人を殺していないことに信頼をし、テロのターゲットになることはありませんでしたが、今後アメリカと一緒に地球の裏までその射程に収めて武力を使うようになれば、日本への信頼は吹き飛び、テロのターゲットになっていく現地の空気を感じると思います。



破壊された家や街

西谷さんがアフガニスタンに行ったときに、現地の人から、「日本人がいるから案内する」とうれしそうに連れて行かれたのは、故中村哲医師のところだったそうです。井戸を掘り、河川をつくり、現地の人々の命と生活にかかわる仕事を、骨身を惜しまず行っていた中村医師は、現地の人たちに対し、傷つけ合うのではなく、人と人が争いを解決し豊かになる方法を示していました。現地の人々の心を知る象徴的な体験

です、と西谷さんは語ります。



背中に先天性腫瘍を持って生まれた赤ちゃん



西谷さんと中村哲医師

4 裁判官には、今何をすべきかを心から考えていただきたいです。そのために、まず、この法廷にだけ心を置かず、世界がどうなっているか、それを聞いてみてください。ぜひ、今井高樹さん、西谷文和さんの話をこの法廷で聞いてください。